

安城市庁舎整備基本構想（案）パブリックコメント意見募集結果

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 令和8年7月1日（水）～令和8年7月31日（金）
- (2) 閲覧場所 庁舎整備課、地区公民館、図書情報館（アンフォーレ本館内）、へきしんギャラクシープラザ（文化センター）、市民交流センター、市公式ウェブサイト
- (3) 周知の方法 広報あんじょう（7月号）市公式ウェブサイト、市LINE公式アカウント
- (4) 意見を提出できる人 ①市内に在住・在勤・在学している ②市内に事業所などを有する ③市内で活動している ①～③いずれかに該当する人
- (5) 意見提出方法 住所・氏名とご意見を記入し、持参か郵送、ファックス、電子メール、で庁舎整備課まで提出 ※あいち電子申請・届出システムでも募集

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出人数及び方法 10名（あいち電子申請・届出システム7名、電子メール3名）
- (2) 意見総数 73件
- (3) 結果閲覧期間 令和8年11月1日（日）～令和8年11月30日（月）
- (4) 閲覧場所 庁舎整備課、地区公民館、図書情報館（アンフォーレ本館内）、へきしんギャラクシープラザ（文化センター）、市民交流センター、市公式ウェブサイト
- (5) 公表の方法 広報あんじょう（11月号）、市公式ウェブサイト

【意見区分】

- A:ご意見を受けて加筆・修正したもの (1件)
- B:ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの (4件)
- C:現行案とおりとしたもの (55件)
- D:現行案に関連する質問など (13件)

3 提出された意見及び市の考え方について

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
1	P5 第2章 現庁舎の課題 1. 防災拠点としての耐震性能の確保	現庁舎は耐震安全性Ⅱ類相当で、本庁舎と西庁舎は耐震改修済みです。Ⅱ類は国基準でも、大地震後に大きな補修をせず使用できることを目標とする水準です。益城町の1事例だけで「使用不能になる」と強く印象づけるのではなく、現庁舎の実際の耐震性能、設備被害、補修による継続使用の可能性を客観的に評価し、Ⅰ類との差を示してください。	第2章に記載のとおり、災害対策活動に必要な国の官庁施設には、構造体の耐震安全性Ⅰ類が求められます。Ⅰ類は、「大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標」とする水準です。現庁舎は、耐震改修により一定の耐震基準を満たしていますが、耐震安全性はⅡ類相当であり、災害時の防災拠点機能を確実に維持するため、より安全性の高いⅠ類を確保することが重要であると考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C

			耐震安全性の区分のⅠ類はIs値0.9以上であり、現在の本庁舎はIs値0.765です。本市としては、庁舎が災害時の防災拠点として中枢機能を担うことを踏まえると、Is値0.9以上(Ⅰ類)の確保が望ましいという考え方の下で検討を進めています。なお、設備被害や補修による継続使用の可能性については、地震の種類や大きさにより程度が異なることが想定され、具体的に測ることが困難なため、国の基準を参考に、構造体の強度を上げるべきと判断しています。		
2	P5～6 第2章 現庁舎の課題 1. 防災拠点としての耐震性能の確保 2. 老朽化への対応 P22～28 第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 4. 整備の方向性 P33～34 第6章 庁舎の整備手法 1. 防災拠点として必要な構造形式	現行記述は防災拠点としての要件と設計目標の整合性が曖昧です。想定震度、Ⅰ類相当の達成可否、非常用電源・給水・ICTの冗長性について「方針」だけで済ませるのは不十分であり、災害時に行政機能を維持できるか否かは市民の生命・財産に直結します。数値仕様と第三者評価を公開してください。	本構想(案)は、庁舎整備の基本的な考え方を示すものです。ご指摘の具体的な設備や性能要件については、第4章で示す整備の方向性に基づき、今後の基本計画及び設計の段階において、精査してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
3	P16～18	特に言及はなかったですが、決して絢爛豪華な	第4章に記載のとおり、庁舎整備の基本方針に	ご指摘の件は、	C

	第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応 4. 市民・来庁者・職員のニーズ	庁舎はいらないです。 安全性、利便性に特化してください。 カフェなど憩いの場としての機能を求める意見もありますが、それは安城公園と一体でこちらに飲食や憩いスペースを設置するとか、東側の整備されたロードサイドに民間の飲食店やコンビニの誘致をするなどして、あくまで庁舎は手続きのしやすさメインで職員の仕事のしやすさを、追求したものにしてください。	は、安全性として「災害に強い庁舎」、利便性として「利用しやすい庁舎」を掲げています。 第3章に掲載のアンケート結果「庁舎にあると良い機能」について、飲食店やコンビニを望む回答が多い一方で「市役所の機能だけで良い」という回答が一定数あることから、今後の基本計画において、周辺環境やまちづくりとの関係性や他の公共施設・民間施設との連携も含めて、慎重に検討してまいります。	左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	
4	P13～14 第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応 2. 社会情勢	社会情勢を鑑み、新庁舎建設を機に幅広い世代が平等に行政サービスを楽しむ環境づくりが必要と考えます。そのために下記の通り提案いたします。 ・アンフォーレのようなサービス拠点を市内に増設する。(高齢者や障害者の移動のご苦勞を考えた場合、近くに行政サービスを受けられる拠点があることが望ましい)。 ・公民館や小中学校を活用する。少子化によって既存小中学校における空きスペースが増加する。スペースの有効活用と行政サービスを両立しつつ建築費用を抑える。 ・行政サービス拠点を市内に増加することで新庁舎への来場者を抑制する。駐車場問題を解決しつつ、新庁舎の建築面積・費用も抑制できる。 ・そもそも市民は庁舎に行くのが面倒。待ち時間の短縮、ワンストップ化など窓口利用に求められていることは、行政サービス拠点の増加、DXによって対応できる。	第3章に掲載のアンケート結果「窓口利用に求めること」について、「庁舎に行かずに手続きができる」という回答が一定数あることから、ご指摘のとおり、幅広い世代が平等に行政サービスを受けることができる環境づくりが必要であると考えています。 本市では、現在、オンライン手続きやコンビニ交付等の拡充を進めており、ご提案の趣旨である「身近で便利な窓口サービス」の推進と、中枢機能を持つ庁舎の整備は両輪で進めていくべきものと考えています。なお、ご提案の既存施設を活用したサービス拠点の増設は、今後の検討課題とさせていただきます。	—	D

5	P16～19 第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応 4. 市民・来庁者・職員のニーズ 市民ワークショップより 未来の庁舎、どんな使い方・過ごし方をしてみたい？ P22～27 第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 4. 整備の方向性	市民の庁舎利用は年 1 回以下が約8割で、DXやオンライン化により来庁機会はさらに減ると考えられます。一方、本構想(案)は交流スペース、広場、カフェ等を検討しています。アンケートには「市役所の機能だけで良い」という回答もあるため、各機能の利用見込み、整備費、維持費、近隣施設との役割分担を示し、費用対効果を検証してください。	ご指摘のとおり、第3章に掲載のアンケート結果「庁舎にあると良い機能」について、飲食店やコンビニを望む回答が多い一方で「市役所の機能だけで良い」という回答が一定数あることから、今後の基本計画において、周辺環境やまちづくりとの関係性や他の公共施設・民間施設との連携も含めて、慎重に検討してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方にに基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
6	P3 第1章 庁舎整備の背景 2. 検討の経過 P16～18 第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応 4. 市民・来庁者・職員のニーズ	過去にeモニターを用いて庁舎に関するアンケートを実施していたと認識しています。その調査の実施時期、対象、設問、回答数、結果を示し、今回の本構想(案)にどの意見をどのように反映したのかを明らかにしてください。反映していない場合は、その理由も示してください。また、調査結果を庁舎整備審議会へ資料として提出し、委員が確認した上で議論してください。	ご指摘のeモニターアンケートの結果については、市公式ウェブサイトにて公表しています。このアンケートは、本格的な検討に先立ち市民意向を概観するため実施し、「庁舎の在り方検討会報告書」の参考としました。 本構想(案)の作成においては、市民意向をより詳細に把握するために「庁舎整備に関する市民アンケート」を改めて実施し、その結果を第3章等に掲載するとともに、基本方針の整理などにおける基礎資料として活用しています。「庁舎の在り方検討会報告書」及びアンケート結果は、庁舎整備審議会にも提供した上で審議を行っています。	—	D
7	P20 第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 1. 目指す都市像	将来の財政負担と都市像の明確な矛盾についてです。本構想(案)では、第9次安城市総合計画の目指す都市像として「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」を掲げ、子ども	本構想(案)では、第6章で庁舎の整備手法、第7章で庁舎の位置に関する検証を行い、それぞれ比較した概算事業費を掲載しています。また、将来世代に負担が偏らないよう、財政負担の平	ご指摘の件は、左記の市の考え方にに基づき、構想の内容は従前	C

	P35～36 第6章 庁舎の整備手法 2. 庁舎の整備手法	もたちの減少に歯止めをかけ、将来への安心を確保することを自治体の役割としています。しかし、現在の地政学的緊張、円安、建設業界の労務費上昇(2024年問題)など、建設市場が極めて不安定な状況下で、最大上限規模のプロジェクトを現状のまま走らせることは、まさにその「未来を担う子どもたち」に重い財政的負担(ライフサイクルコスト)のツケを回す行為そのものです。未来を創る投資であるならば、箱モノの規模を当初から適正化し、持続可能な財政基盤を次世代に残すことこそが最優先されるべきです。以下について再検討してください。 総事業費の透明化と手法の比較(未来の子どもたちへの負担軽減・市民ニーズの反映) ・単なる建設工事費だけでなく、設計、解体、移転、仮庁舎、外構、備品、情報システム、および将来の維持管理・設備更新費を含む「総事業費」を明らかにすること。 ・全建替えだけでなく、部分建替え・改修、既存庁舎の長寿命化、機能分散(地域拠点の活用)などについて、同一条件での比較を行うこと。 ・各案について、建設後50年間の維持管理・改修費を含むライフサイクルコスト(生涯費用)を比較し、将来世代への財政負担を明示すること。	準化を図るため、第9章には、財源は、庁舎整備基金及び地方債の活用を基本とする考えを示しています。 本構想(案)は、庁舎整備の基本的な考え方を示すものです。ご指摘の総事業費や手法等につきましては、今後の基本計画及び設計の段階において、詳細に検討してまいります。	のままとさせていただきます。	
8	P21 第4章 基本理念・基本方針・整	基本方針 1 に災害に強い庁舎、基本方針2に利用しやすい庁舎が記載されていますが、	第4章に掲げる基本方針の順序は、優先順位を示すものではありません。各方針は相互に関係	ご指摘の件は、左記の市の考え	C

	備の方向性 3. 基本方針	順序が逆で、使いやすい、利用しやすい、次に災害に強いが来ると思います。 どこまで強くするかは際限が無いため、予測を含めて対処が必要。 市民が必要とするサービスを提供する為、利用しやすい庁舎整備が必要と思います。	し合うものであり、いずれも重要な要素と考え、4つの基本方針としています。	方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	
9	P21～27 第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 3. 基本方針 4. 整備の方向性	基本方針の順序を、1「災害に強い庁舎」、2「働きやすい庁舎」、3「環境にやさしい庁舎」、4「利用しやすい庁舎」とすることを提案します。 デジタル化により来庁不要の手続を増やす一方、職員は日常的に庁舎で働きます。職員の業務効率と労働環境の改善は行政サービスの質にも直結するため、「働きやすい庁舎」の優先順位を上げるべきです。	第4章に掲げる基本方針の順序は、優先順位を示すものではありません。各方針は相互に関係し合うものであり、いずれも重要な要素と考え、4つの基本方針としています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
10	P22～27 第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 4. 整備の方向性	豪華すぎであり、設備過多です。もっと質実剛健で、質素にしてほしいです。 また、「必要な庁舎整備」と「あると望ましい施設」がかなり混在しています。狙い、軸足を明確にしてほしいです。 予算を優先すべき課題は、他に多々あると思います。	本構想(案)は、庁舎整備の基本的な考え方を整理するものです。庁舎の機能については、今後、基本計画において、周辺環境やまちづくりとの関係性や他の公共施設・民間施設との連携も含めて、慎重に検討してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
11	P16～19 第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応 4. 市民・来庁者・職員のニーズ 市民ワークショップより 未来の庁舎、どんな使い方・過ごし方をしてみたい？	庁舎は行政機能と職員の職場を担う施設です。一方、市はオンライン申請やリモート相談を進め、「行かなくてよい市役所」を目指しているはずです。カフェ、くつろぎ、会議、勉強等の機能を庁舎内に設ける必要性について、アンフォーレ、公民館、民間店舗等との役割分担、利用見込み、整備・維持費を比較し、本当に庁舎で担うべき機能かを再検討してください。	本構想(案)は、庁舎整備の基本的な考え方を整理するものです。庁舎の機能については、今後、基本計画において、周辺環境やまちづくりとの関係性や他の公共施設・民間施設との連携も含めて、慎重に検討してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C

	P22～27 第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 4. 整備の方向性				
12	P5 第2章 現庁舎の課題 1. 防災拠点としての耐震性能の確保 P21～27 第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 3. 基本方針 4. 整備の方向性	災害に強い庁舎は、建物が壊れないことだけでなく、職員の参集、避難所支援、代替施設の利用、罹災証明の発行など、実際の業務を続けられることが重要です。必要な業務を庁舎と体育館等の他施設でどう分担するかを整理し、その運用から必要な機能と規模を導いてください。免震性能だけで大きな1棟を正当化しないよう求めます。	第4章の基本方針1の整備の方向性で「災害対応拠点機能の分担・連携の整理」と記載のとおり、今後の基本計画において、庁舎が担うべき機能や業務を整理するとともに、他の公共施設との役割分担や連携のあり方も踏まえて、建物の性能や規模を検討してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
13	P20 第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 2. 基本理念	基本理念「つなぐ。未来へ」は抽象的で、何を、誰と誰が、どのような状態へつなぐのかが伝わりません。庁舎整備審議会でも同趣旨の指摘が出ています。第9次安城市総合計画の「しあわせ共創都市」等との関係も含め、庁舎が実現すべき価値と成果が市民に具体的に伝わる表現へ改めてください。キャッチフレーズとは別に、理念を端的に示す言葉を置くことも検討してください。	基本理念は、市民・まち・庁舎がつながり、生まれた親しみや愛着を次世代へつなぐことで、総合計画の目指す都市像「しあわせ共創都市」の実現を支える拠点としたいという思いを込めたものです。「つなぐ。未来へ」というキャッチフレーズは、多様な「つながり」や「未来」を想像できるよう、あえて抽象的な表現としました。基本理念に込めた思いを一つの言葉で表すことは難しいため、文章で整理し、キャッチフレーズと合わせて庁舎整備で目指す姿をお示ししています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
14	P22～27 第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 4. 整備の方向性	安城公園を壊さず、できる限り手を加えずに現状のまま残してほしいという市民の声があります。バードウォッチャーからは、国内でも珍しい鳥が渡りの途中で安城公園を休息地として利用し、全国から観察に訪れる人もいと聞	庁舎を現位置で整備する場合には、安城公園を含めた現街区の在り方を検討します。現時点では、安城公園の整備の有無について、決定しているものではありません。今後、庁舎の位置を決定し、現位置で整備を進める際には、公園利	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせて	C

	P37～42 第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価	いています。また、秋葉公園では整備後に見られなくなった鳥がいるとの指摘もあります。「安城公園と一体的に整備する」と結論づける前に、専門家による通年の生態系調査と、利用者・周辺住民・バードウォッチャー等への意見聴取を行い、その結果を公表してください。	用や周辺環境への影響に配慮しながら街区の在り方を検討してまいります。	いただきます。	
15	P13～14 第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応 1. 将来を見据えた庁舎整備の考え方 2. 社会情勢 P22～27 第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 4. 整備の方向性 P31～32 第5章 庁舎の規模 3. 庁舎の規模	DX推進を掲げながら物理的床面積を前提にするのは論理矛盾です。テレワーク・オンライン窓口の普及を前提とした複数シナリオでの床面積試算が欠如しており、「箱物」への固執が見えます。業務プロセスのデジタル化が進めば必要面積は変動するため、可変性を持つ設計と縮小案を必須としてください。	第4章の整備の方向性で「将来の変化に対応できる柔軟性の確保」と記載しているように、ご指摘のとおり可変性を持つ庁舎を整備していく考えです。第9章に記載のとおり、DXを活用した業務の在り方等を考慮し、今後の基本計画において、庁舎規模の精査を行い、その縮減に努めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
16	P21～27 第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 3. 基本方針 4. 整備の方向性	建設・運用双方のCO2排出見積もり、ZEB達成計画、人口推計に基づく適正規模検討が不十分です。長期的に「過剰設備」となるリスクを放置することは持続可能性に反します。代替案（現状改修・段階整備・既存施設活用）との定量比較を提示してください。	本構想（案）は基本的な考え方を示すものであり、ご指摘のZEB達成計画や適正規模等については、今後の基本計画及び設計の段階において、詳細に検討してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
17	P31～32 第5章 庁舎の規模	未来へ負担を残さないための統廃合をしっかりと進めながら、人口減少社会へソフトランディ	ご指摘のとおり、施設の統廃合は重要な課題であると認識しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え	C

	3. 庁舎の規模	ングしてってください。	庁舎整備に当たっては、第5章に記載のとおり、庁舎への集約化・複合化の候補となる施設を選定しており、今後の財政状況や事業費の抑制を求める社会的な要請も踏まえながら、今後の基本計画において、慎重に検討してまいります。	方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	
18	P20～21 第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 2. 基本理念 3. 基本方針 P29～31 第5章 庁舎の規模 2. 規模の試算	庁舎の規模は、現在の職員数や業務をそのまま積み上げて決めるのではなく、将来どのような行政運営、働き方、市民サービスを目指すかを先に整理し、必要な機能から導くべきです。DX、人口減少、組織再編を前提に行政の在り方を見直し、複数の規模案を比較してください。庁舎整備審議会でも「行政の在り方を再設定してから最適なハードを考えるべき」との意見が出ています。	第9章に記載のとおり、DXを活用した業務の在り方等を考慮し、今後の基本計画において庁舎規模の精査を行ってまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
19	P11 第2章 現庁舎の課題 市民ワークショップより 現庁舎の強みと弱み P16～18 第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応 4. 市民・来庁者・職員のニーズ P22～27 第4章 基本理念・基本方針・整	紙文書を電子化し、法令上保存が必要なものを除いて紙媒体を処分できるのであれば、新庁舎の完成を待つ理由はありません。ペーパーレス化と文書管理の見直しは、DX及び行政改革として現庁舎で直ちに着手すべきです。対象文書、削減目標、実施期限、保存ルールを定め、新庁舎の床面積算定にも削減効果を反映してください。	本構想(案)第4章の整備の方向性において、基本方針4(ア)では、「DXを推進し、効率的な執務環境を整備」することを明記しています。ご指摘のとおり、ペーパーレス化や文書管理の見直しについては、庁舎整備を待つことなくすぐに取り組むべき重要な課題と認識しており、現在、会議資料の電子化やペーパーレス化、保有文書調査、文書管理ルールの整理など、具体的な検討に着手しています。 第9章に記載のとおり、今後の基本計画においては、こうした文書削減等の取組を含めDXを活用した業務の在り方等を考慮し、庁舎規模の	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C

	備の方向性 4. 整備の方向性 P31～32 第5章 庁舎の規模 3. 庁舎の規模 P48～50 第9章 今後の進め方 1. 検討事項 2. 検討体制		精査を行い、その縮減に努めてまいります。		
20	P29～32 第5章 庁舎の規模 2. 規模の試算 3. 庁舎の規模	延床面積32,000㎡は、安城市が対象ではない「浸水想定等区域移転事業」の面積基準31,770㎡を基にしています。本構想(案)自身が現庁舎は浸水想定区域外と記しているため、最大値を採用する合理的な理由が分かりません。他自治体事例27,162㎡や別基準25,539㎡も含めて比較し、適用できる基準と採用理由を明示した上で、上限を再検討してください。庁舎整備審議会でも同様の疑問が示されています。	第5章に記載のとおり、庁舎の規模は、庁舎の面積算定基準が他に存在しないことから、「令和8年度地方債同意等基準運用要綱」を参考に、延床面積 32,000㎡を上限値としています。なお、この上限値は規模を確定するものではなく、第9章に記載のとおり、今後、基本計画において、必要機能等を踏まえて規模を精査し、縮減に努めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方にに基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
21	P29～32 第5章 庁舎の規模 2. 規模の試算 3. 庁舎の規模	延床面積の上限を32,000㎡(現庁舎5棟合計18,532㎡の約1.7倍)とされていますが、その根拠に疑問があります。第3章では人口減少やDX・テレワークの進展により職員数の減	第5章に記載のとおり、庁舎の規模は、庁舎の面積算定基準が他に存在しないことから、「令和8年度地方債同意等基準運用要綱」を参考に、延床面積32,000㎡を上限値としています。な	ご指摘の件は、左記の市の考え方にに基づき、構想の内容は従前	C

		少が見込まれるとしながら、規模算定の前提となる職員数は現状と同程度の900人で固定されています。また、複数の試算値(国土交通省基準では19,601㎡)があるなかで、本市が該当しないと明記されている「浸水想定区域移転事業」の基準(31,770㎡)に近い最大値を上限として採用した理由が十分に説明されていません。規模は建設費と50年間の維持管理費を左右する最も重要な要素です。より抑制的な面積を上限とすべきではないか、また上限を確実に縮減する仕組みを基本計画で示していただきたいです。	お、この上限値は規模を確定するものではなく、第9章に記載のとおり、今後、基本計画において、必要機能等を踏まえて規模を精査し、縮減に努めてまいります。	のままとさせていただきます。	
22	P29～32 第5章 庁舎の規模 2. 規模の試算 3. 庁舎の規模	32,000㎡は職員 1 人当たり35.30㎡ですが、令和期の同規模自治体の実績は平均約23㎡/人です。平成期を含む平均や最大基準を用いると、建設費が高騰する中で近年実績より大きな庁舎を正当化することになります。令和期の事例を中心に再比較し、職員1人当たり面積と総面積の縮減目標を示してください。	第5章に記載のとおり、庁舎の規模は、庁舎の面積算定基準が他に存在しないことから、「令和8年度地方債同意等基準運用要綱」を参考に、延床面積32,000㎡を上限値としています。なお、この上限値は規模を確定するものではなく、第9章に記載のとおり、今後、基本計画において、必要機能等を踏まえて規模を精査し、縮減に努めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
23	P13～14 第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応 1. 将来を見据えた庁舎整備の考え方、 2. 社会情勢 P29～31 第5章 庁舎の規模	本構想(案)は人口減少、DX、テレワーク、オンライン化を見込む一方、規模算定の職員数は現在と同程度の900人で固定しています。新庁舎は令和15年度の供用後50年以上使うため、人口と業務の変化を反映した職員数の見通しが必要です。例えば800人、900人、1,000人など複数ケースで必要面積と費用を示し、900人を採用する理由を説明してください。	第5章に記載のとおり、将来の職員数は、人口減少やDXの推進による減少と、複雑化する新たな行政課題に対応する増加の両面があり、確実な予測は困難です。そのため、本構想(案)では現在の職員数を基準に規模を算定しています。 庁舎の規模については、あくまでも現時点で想定される上限値を示しているものであり、今後の基本計画において精査してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C

	2. 規模の試算				
24	P13～14 第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応 1. 将来を見据えた庁舎整備の考え方 2. 社会情勢 P29～32 第5章 庁舎の規模 2. 規模の試算 3. 庁舎の規模 P48 第9章 今後の進め方 1. 検討事項	本構想(案)は令和8年度時点で現庁舎に勤務する職員数と同程度の900人を基準としています。一方、安城市職員定員適正化計画は、市全体の総職員数を令和10年度に1,315人、定年延長者を含め1,389人とする増員方針です。900人と市全体の定員計画との関係を明示し、人口減少、DX、オンライン化、民間委託、人件費、時間外勤務及び窓口受付時間短縮の効果を踏まえた長期の職員数見通しを示してください。少なくとも800人、900人、1,000人の複数ケースで必要面積と費用を試算し、現在の人数を前提に庁舎規模を固定化しないでください。	第5章に記載のとおり、将来の職員数は、人口減少やDXの推進による減少と、複雑化する新たな行政課題に対応する増加の両面があり、確実な予測は困難です。そのため、本構想(案)では現在の職員数を基準に規模を算定しています。 庁舎の規模については、あくまでも現時点で想定される上限値を示しているものであり、今後の基本計画において精査してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
25	P31～32 第5章 庁舎の規模 3. 庁舎の規模	本構想(案)は32,000㎡を「上限」としながら、あなぱ〜く、教育センター、保健センターの集約・複合化によって規模が変わる可能性を残しています。これでは上限の意味が曖昧で、32,000㎡が既定値として独り歩きしかねません。3施設を含める場合と含めない場合の規模をそれぞれ示し、複合化しても上限を超えない考え方を明記してください。	第5章に記載のとおり、延床面積32,000㎡については、想定職員数を900人として職員1人当たり35.30㎡を乗じて算出しているため、職員数が増加する場合には、延床面積も増加することになります。延床面積は建設工事費に直結することから事業費の抑制の観点から、3施設の集約化・複合化等により職員数が増加した場合であっても、会議室の共用化等により可能な限り32,000㎡の範囲内に収めることを基本として検討してまいりたいと考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
26	P7 第2章 現庁舎の課題 3. 分散化の解消	P7では文化センター、教育センター、あなぱ〜く、保健センター等が示されていますが、P32で集約化・複合化の候補とされているのは、あ	集約・複合化の検討にあたっては、市民アンケート結果や各施設の所管部署へのヒアリングを参考に、第5章に記載のとおり、施設の機能・規	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構	B

	P31～32 第5章 庁舎の規模 3. 庁舎の規模	んぱ〜く、教育センター、保健センターの3施設だけです。どの部署・施設を新庁舎へ集約するのか、文化センター等を候補から外した理由は何か、選定基準と検討経過を明示してください。市民サービスと職員の業務効率の両面から、集約対象を改めて検討してください。	模・建築年数に加え、来庁者の利便性や職員の業務効率の向上といった観点を総合的に評価して選定しています。3施設の集約・複合化については、今後の基本計画において、精査してまいります。	想の内容は従前のままとさせていただきます。	
27	P31～32 第5章 庁舎の規模 3. 庁舎の規模	庁舎規模32,000㎡は、審議会で全員一致ではなく「挙手多数」で了承された論点です。基本方針は全員挙手で了承されたのに対し、規模は合意の程度が異なりますが、本構想(案)からはその違いが分かりません。異論や留保を含めた審議の経過と、32,000㎡を上限とした判断理由を市民に分かる形で示してください。	第5章に記載のとおり、上限値は、庁舎の面積算定基準が他に存在しないことから、「令和8年度地方債同意等基準運用要綱」を参考としています。 庁舎の規模については、第9章に記載のとおり、今後の基本計画において精査し、縮減に努めることを庁舎整備審議会でも了承されましたが、その旨は、市公式ウェブサイトで公表されています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
28	P31～32 第5章 庁舎の規模 3. 庁舎の規模	市民会館は現庁舎と同じ街区にあり、庁舎と一体的に検討すれば、土地利用や建設費を合理化できる可能性があります。本構想(案)で市民会館だけを「別途検討」とすると、街区全体の最適な配置や合築の可能性を検討できません。市民会館の老朽化、更新時期、今後の方針を庁舎整備と併せて比較し、基本構想に考え方を示してください。	第5章に記載のとおり、市民会館については、整備の必要性などの検討を別途始めています。 今後、庁舎の位置が決定し、現位置で整備を進める際には、市民会館を含めた現街区全体の在り方について検討してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
29	P1 第1章 庁舎整備の背景 1. 現庁舎の概要	庁舎整備基本構想策定業務の評価基準では、安城公園、市民会館等との一体整備を念頭に検討することが求められていました。それにもかかわらず、本構想(案)では「市民会館につい	第5章に記載のとおり、市民会館については、整備の必要性などの検討を別途始めています。 今後、庁舎の位置が決定し、現位置で整備を進める際には、市民会館を含めた現街区全体の在	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前	C

	P31～32 第5章 庁舎の規模 3. 庁舎の規模 P37～42 第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価	ては、その在り方を別途検討します」と記すだけです。一体整備を採用しない理由、比較検討の結果、庁舎整備審議会・議会・市民への説明状況を示し、庁舎と市民会館を一体的に整備する案を改めて審議してください。	り方について検討してまいります。	のままとさせていただきます。	
30	P33～34 第6章 庁舎の整備手法 1. 防災拠点として必要な構造形式	本構想(案)は免震構造を望ましいとし、整備手法の前提にもしていますが、庁舎整備審議会には耐震・建築構造の専門家が含まれていません。建設費に大きく影響する事項なので、基本計画まで先送りせず、構造の専門家を加えて、免震、制震、部分免震等の性能と費用を比較してください。その結果を市民に示した上で構造方針を決めるべきです。	第6章において、「免震構造を採用することが望ましい」としていますが、構造形式については、今後の基本計画及び設計の段階で、専門家の意見を踏まえながら具体的に検討を行ってまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
31	P5 第2章 現庁舎の課題 1. 防災拠点としての耐震性能の確保 P22～27 第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 4. 整備の方向性 P33～34 第6章 庁舎の整備手法 1. 防災拠点として必要な構造形式	2026年7月28日の熊本県の地震では、2022年完成で震度7に耐える免震構造とされていた八代市役所本庁舎が、同市で震度6強を観測する中、免震装置に損傷を受け、災害対応に活用する想定だった地下駐車場も使用できない状況となりました。現時点では損傷原因が確定していないため、今後の調査結果を詳細に検証し、安城市の新庁舎が同様の事態に陥らないよう、基準上の耐震性能だけで安心せず、設計・施工・検査・維持管理及び発災後の代替拠点まで具体化してください。	第6章において、「免震構造を採用することが望ましい」としていますが、構造形式については、今後の基本計画及び設計の段階で、専門家の意見を踏まえながら具体的に検討を行ってまいります。ご指摘の八代市役所の事例は重要な教訓と受け止め、今後の国の調査結果等を注視するとともに、庁舎が災害時に防災拠点として機能するよう、慎重に検討を進めてまいります。	—	D

32	P33～34 第6章 庁舎の整備手法 1. 防災拠点として必要な構造形式	災害対策本部を含む建物全体を免震にする案だけでなく、災害時に必要な機能を小さな免震部分に集約する案や、制震構造と部分免震を組み合わせる案も検討してください。必要な防災機能を確保しながら建設費を抑えられる可能性があります。市も今後構造を改めて検討するとしているため、基本構想に複数案の比較を示してください。	本構想(案)は、庁舎整備の基本的な考え方を示すものです。構造形式における詳細は、今後の基本計画及び設計の段階において、検討してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
33	P35～36 第6章 庁舎の整備手法 2. 庁舎の整備手法	パターンAを「1 棟に集約」と固定すると、順次建替えや複数棟構成など、費用や災害時の代替性を考えた選択肢が狭まります。庁舎整備審議会でも「1 棟と明示しない方が基本計画で工夫しやすい」との意見が出ています。一括建替え、順次建替え、複数棟を比較できる表現に改め、それぞれの費用、期間、業務継続性を示してください。	第6章において、3つの整備手法を比較評価した結果、「本庁舎・北庁舎ともに建替えが望ましい」と整理していますが、現時点で、新庁舎を1棟にすると確定しているものではありません。1棟建替えや順次建替えなどの具体的な計画につきましては、今後の基本計画において詳細に検討してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
34	P35～36 第6章 庁舎の整備手法 2. 庁舎の整備手法	現庁舎の駐車場に新庁舎を建てる場合、庁舎整備審議会では建築面積約2,500㎡、13階程度になるとの説明がありました。高層化は建設・維持管理費、災害時の上下移動、執務効率に影響しますが、本構想(案)では十分に示されていません。現位置案について、想定階数、床面積、駐車台数、維持管理費とリスクを明示し、低層案や複数棟案と比較してください。	庁舎整備審議会でも示した高層庁舎はあくまでも例示であり、庁舎の建築面積や階数は現時点では未定です。庁舎の位置が決定した後に、今後の基本計画及び設計の段階において、詳細に検討してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
35	P22～27 第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 4. 整備の方向性	現位置で必要面積を確保すると13～15階程度になる可能性があります。高層庁舎は、平常時のエレベーター等の維持費に加え、災害時に停止した場合の上下移動が課題になります。低	庁舎整備審議会でも示した高層庁舎はあくまでも例示であり、庁舎の建築面積や階数は現時点では未定です。庁舎の位置が決定した後に、今後の基本計画及び設計の段階において、詳細に検	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前	C

	P31～32 第5章 庁舎の規模 3. 庁舎の規模 P35～36 第6章 庁舎の整備手法 2. 庁舎の整備手法	層・大フロア案や2棟構成も含め、階数、建設費、維持管理費、避難・業務継続性を比較し、その結果を規模、構造、配置の判断に反映してください。	討してまいります。	のままとさせていただきます。	
36	P37～42 第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価	今の敷地内が、ベストです。24時間営業の市役所にしたら、机の数も減らせるし、コンパクトな、床面積を減らす建築で済む。碧海5市が合併した場合、三河安城駅近くに碧海5市庁舎を建設し、新庁舎は、区役所として使う為です。	ご意見として承ります。庁舎の位置については、庁舎整備審議会の審議結果を基に、第7章で「現位置の優位性が高い」と記載しており、今後、様々なご意見を踏まえて決定してまいります。	—	D
37	P35～36 第6章 庁舎の整備手法 2. 庁舎の整備手法 P37～42 第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価 P48 第9章 今後の進め方 1. 検討事項	事業費として、当初工事費 約281億円、現位置での概算事業費 約290億円、50年間の累計 約448億円が示されていますが、市民一人あたり・世帯あたりの最終的な負担額や、庁舎整備基金の残高と地方債(借入)の内訳が明らかではありません。また、P48 で「補助金を最大限活用する」とされていますが、庁舎は国庫補助の対象になりにくいいため、具体的にどの制度を、どの程度、確実に見込めるのかをお示しください。さらに、概算事業費は令和7年時点の試算であり、着工は令和11年度以降で建築費の上昇も続いています。物価上昇をどこまで織り込んだ額なのか、想定される最終的な事業費と将来の財政負担の見通しを基本計画で明確にしていきたいです。	財源の確保につきましては、第9章に記載のとおり「今後の検討事項」として整理しています。活用できる補助金は、庁舎に導入する機能や性能によって異なるため、現時点で見込むことは困難です。 今後の基本計画においては、庁舎の機能や規模を具体的に決定した上で、昨今の建築費高騰なども踏まえ、より精度の高い事業費を算出するよう努めます。合わせて、庁舎整備基金や地方債といった具体的な財源の見通しについても整理してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C

38	P37～42 第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価	安全性の評価に使われている第3次緊急輸送道路は、庁舎が移転すれば移転先まで新たに指定される性質があります。現在の指定状況だけで点数を付けると、現位置が自動的に有利になり、公平な比較になりません。審議会でも同じ指摘が出ているため、この項目を見直すか、移転後の指定を前提に全候補地を同じ条件で再評価してください。	ご指摘の理由により、第3次緊急輸送道路は評価に含めていません。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	B
39	P37～42 第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価	災害時の連携は、総合運動公園や消防署・警察署との距離だけでなく、確実に情報共有できる仕組みや、応援職員等が庁舎内で活動・滞在できる空間があるかで評価すべきです。距離だけを点数化すると近い候補地が有利になります。連携計画、道路の寸断リスク、通信手段、活動スペース等を含む実効性のある指標へ見直してください。	災害時は停電や通信障害で情報網が機能しない事態も想定されます。その際、人や車両による直接的な連絡・調整が不可欠となり、関係機関との物理的な距離が連携の確実性や即応性を左右します。このため、第7章に記載の安全性の評価において、距離を指標とすることには合理性があると考えております。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
40	P37～42 第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価	本構想(案)では安全性、利便性、計画性、実現性を合計点で比較していますが、安全性の低さが他の項目の点数で補われる仕組みです。市民アンケートで最も重視されたのは災害対応であり、防災を最優先にするなら、安全性は一定水準を満たすことを必須条件にすべきです。安全性で候補地を絞った後に他項目を比較する二段階評価へ見直してください。	第7章の「候補エリアの評価」について、「安全性」「利便性」「計画性」「実現性」の4つの選定方針はいずれも重要なものと認識しています。項目数の違いで評価が偏らないよう、各方針の得点をパーセンテージに換算して合計点を算出しました。これにより、安全性の観点も他の項目と同じ重みで評価され、各候補地を総合的かつ公平に比較できるものと考えております。 また、安全性については、候補エリア選定の前提条件として、水害などの災害リスクのある区域を除外することを条件としており、一定水準を満たす候補エリアを選定しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
41	P37～42	現行の総合計画や都市計画マスタープランは、	現行の総合計画や都市計画マスタープランは現	ご指摘の件は、	C

	第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価	現位置に庁舎があることを前提に作られています。その計画との整合性だけで評価すれば、現位置が高得点になるのは当然で、公平な比較になりません。将来の発展性、社会的リスク、まちづくりへの波及効果も加え、庁舎移転を想定した条件で各候補地を再評価してください。	時点における本市の公式なまちづくりの指針であるため、行政の継続性・計画性の観点から、第7章の「候補エリアの評価」において、これらの計画との整合性を評価することは、必要不可欠であると考えています。また、第7章で選出した候補エリアは、客観的な指標に基づいて評価を行っています。ご指摘の将来の発展性等の可能性については、客観的な評価が難しいため評価項目に加えず、考察として掲載しています。	左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	
42	P37～42 第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価	本構想(案)は現位置を優位としていますが、現在も駐車場が混雑しており、必要な床面積と駐車台数を確保できるかが十分に示されていません。13階程度への高層化や安城公園の再整備費約17億円が必要なら、その影響を事業費と実現性の評価に含めるべきです。現位置での配置、階数、駐車台数、公園整備費を明示してから他候補地と比較してください。	庁舎整備審議会で示した高層庁舎はあくまでも例示であり、庁舎の建築面積や階数、公園整備等について、現時点では未定です。庁舎の位置が決まった後に、今後の基本計画及び設計の段階において、詳細に検討してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
43	P37～45 第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価 市民ワークショップより 庁舎整備に関する各候補エリアの特徴	ワークショップでは41人中26人が現位置を選び、庁舎整備審議会の評価でも現位置が最高点でしたが、同じ情報を基に同じ結論になったことだけでは相互検証になりません。意見が一致した場合と異なる場合に、ワークショップの意見を意思決定へどう反映するのか、基準が必要です。参加者の意見の内訳や少数意見も示し、反映方法を明確にしてください。	「安城市にふさわしい庁舎の場所」について話し合う「庁舎整備ワークショップ」については、第7章にコラムを掲載しています。また、多数意見に限らず、全参加者のレポートをまとめた報告書を市公式ウェブサイトにて公表しています。このワークショップでは、どのエリアが適しているのかだけでなく、立地に関して重視すべき視点などを把握することができました。第9章に記載のとおり、今後、庁舎の位置に関する意思決定に当たっては、庁舎整備審議会の審議結果に基づき、ワークショップをはじめとする各種ご意見も踏まえて、総合的に判断してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C

44	P37～42 第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価	候補B・Cは農地を含み、市街化区域への編入、農地転用、土地区画整理、道路や用排水の整備が必要です。米不足や食料安全保障も課題となる中、優良農地を転用する社会的な影響と許可リスクが評価に十分表れていません。必要な手続、期間、費用、農業への影響を明示し、実現性の点数に反映してください。	候補エリアの選定に当たっては、農業への影響を考慮し、原則農用地区域を除外した範囲から抽出しています。ただし、農用地区域に指定されている場合でも、現行の都市計画マスタープランにおいて「住居系拡大市街地圏域」等の位置づけがあるエリアについては、市のまちづくりの方向性と一致するため、候補エリアの抽出範囲に含めています。また、実現性の評価項目においては、費用や必要な手続を考慮した事業期間を評価しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	B
45	P16～18 第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応 4. 市民・来庁者・職員のニーズ P22～27 第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 4. 整備の方向性 P37～42 第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価	公共交通での行きやすさは、現在の路線や本数だけで固定的に評価すべきではありません。あんくるバスは、地域によっては直通できず、本数も少ないとの声が長年あります。ルート変更、増便、乗継改善、交通結節点の整備等により各候補地の利便性は変わります。現状の利便性だけでなく、実現可能な交通改善策、その費用及び改善後の利便性を含めて比較してください。	第7章に記載のとおり、「候補エリアの評価」において、利便性として、現在ある鉄道駅、主要幹線道路、自転車道からの距離を評価しています。ご指摘のとおり、あんくるバスの運行ルートや運行本数については今後の公共交通施策の中で見直される可能性があるため、評価項目に含めていません。また、将来の交通施策などの不確定要素については、客観的に評価することが困難なため、評価項目から除外しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
46	P37～42 第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価	現位置は、長年の道路整備、公共施設の集積、交通網等への行政投資によって既に優位性を持っています。その現状を、これから道路・まち・交通を整備する候補地と同じ基準で比較すれば、現位置が有利になるのは当然で、結論を	現位置には、ご指摘のとおり、交通網や公共施設の集積など、長年の行政投資により形成された既存ストックがあります。この価値を最大限に活用することは、新たな大規模投資を抑制し、効率的な行政運営と将来世代への負担軽減に	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせて	C

		現位置へ誘導する評価に見えます。各候補地について必要な基盤整備後の将来像を評価し、現状評価との二段階比較、感度分析、配点根拠及び算定過程を公表してください。既存投資による優位性をどのように補正するかも明示してください。	つながる重要な視点です。このため、現位置の優位性は正當に評価すべきであると考えています。また、第7章で選定した候補エリアは、客観的な指標に基づいて評価を行っています。ご指摘の将来像については、客観的な評価が難しいため評価項目に加えず、考察として掲載しています。	いただきます。	
47	P9 第2章 現庁舎の課題 5. 駐車場の適正化 P16～18 第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応 4. 市民・来庁者・職員のニーズ P22～27 第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 4. 整備の方向性 P37～42 第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価	新庁舎は今後50年以上使うため、自動運転、オンデマンド交通、MaaS等により移動の負担や駐車需要が変化する可能性を織り込む必要があります。高齢者や免許返納者の移動、送迎後に車両が(自動)回送される利用形態、乗降スペースの需要等を想定し、現在の駐車台数だけを重視しないでください。将来、駐車場を他用途へ転用・縮小できる可変的な配置と構造も検討してください。	第4章(基本方針2利用しやすい庁舎)の整備の方向性の一つとして、「アクセス利便性の確保」を挙げ、利用しやすい駐車場の整備に触れています。乗降スペースや駐車場の区画数については、庁舎の位置が確定した後、今後の基本計画及び設計段階において、来庁者数や利用実態等を踏まえて検討してまいります。 ご指摘のとおり、将来の交通事情は大きく変化する可能性があり、現時点で正確に予測することは困難です。そのため、将来的な交通手段や利用形態の変化に対応できるよう、送迎スペースや乗降環境、駐車場の在り方について検討し、社会情勢の変化や技術革新にも柔軟に対応できる計画となるよう努めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
48	P13～14 第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応 2. 社会情勢	自ら提示した建築費高騰への実務的リスク管理の欠如です。本構想(案)では、令和7年の建築費指数が135.2(約1.3倍)に達し、急騰が続いているデータを提示し、「事業内容の精査をする必要がある」と明記しています。さらに	本構想(案)は、庁舎整備の基本的な考え方を示すものであり、第9章に記載のとおり、規模や事業費、事業手法などは今後の基本計画で検討してまいります。ご指摘の入札不調等、建設市場に関する懸念への対応については、建設市場の	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせて	C

	P47 第8章 事業手法 3. 事業手法選定 P48 第9章 今後の進め方 1. 検討事項	市民アンケートでも「建設費や維持管理費を抑えた庁舎であること」が最重要視されています。第9章－3のスケジュールでは「従来方式（設計・施工の分離発注）」による早期供用が示されていますが、現在の不確実な市場環境下で最も懸念されるのは「入札不調」や「さらなる予算オーバー」です。「社会情勢の変化に柔軟に対応するため適宜計画を見直す」という注記に実効性を持たせるためにも、基本計画へ進む前に、一定期間立ち止まって以下の前提条件を再検証することを強く求めます。 建設市場のリスク管理と合意形成（第8章事業手法および入札不調対策） ・建設資材、設備機器の納期、技能労働者不足および施工会社の受注能力について、最新の市場動向調査を実施すること。 ・さらなる資材価格の高騰、入札不調、工期長期化が発生した場合に備え、規模縮小や事業見直し（延期を含む）を行うための「客観的な判断基準（撤退・見直しのデッドライン）」をあらかじめ設定すること。 ・これらの検証結果を市民および市議会に公開し、十分な説明と議論の場を設けた上で、最終的な規模と事業費を決定すること。	動向を把握するため、各種事業者へのヒアリングを行いながら検討を進めます。また、基本計画の策定に関しては庁舎整備審議会で審議し、その結果を公表するとともに、適宜市議会にも報告を行ってまいります。	いただきます。	
49	P13～14 第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応 2. 社会情勢	本構想(案)は建築費が平成27年比1.35倍に上昇したと認めながら、規模縮減の数値目標や、さらに高騰した場合の対応を示していません。32,000㎡を前提にすると、価格	本構想(案)は、庁舎整備の基本的な考え方を示すものであり、第9章に記載のとおり、規模や事業費等は今後の基本計画において検討してまいります。現時点では庁舎に導入する機能が確	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前	C

	P35～36 第6章 庁舎の整備手法 2. 庁舎の整備手法 P47 第8章 事業手法 3. 事業手法選定 P50 第9章 今後の進め方 3. スケジュール	上昇がそのまま事業費の膨張につながります。費用上限、規模縮減目標、段階整備の可能性、価格変動時に計画を見直す条件を基本構想に明記してください。	定していないことから、具体的な規模縮減目標等を記載することができません。規模等の検討に当たっては、財政状況も考慮しながら、適宜計画の見直しを行ってまいります。	のままとさせていただきます。	
50	P47 第8章 事業手法 3. 事業手法選定 P48 第9章 今後の進め方 1. 検討事項	総事業費・LCCの詳細が欠落しているため、費用対効果が検証不能です。巨額投資が固定化すれば福祉・教育・道路維持等の恒常的削減を招く恐れがあるにもかかわらず、代替配分案や財源の優先順位が示されていません。想定借入額・返済計画・金利感应度・最悪ケースの財政影響を開示してください。	ご指摘の財政計画につきましては、第9章に記載のとおり、今後の基本計画において庁舎の規模等を確定した上で、市民負担を考慮し持続可能な財政運営のもとで事業を進められるよう、精査してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
51	P31～32 第5章 庁舎の規模 3. 庁舎の規模 P48 第9章 今後の進め方 1. 検討事項	本構想(案)が掲げる理念や社会情勢、および「第9章」に示された専門部会(DX・ペーパーレス等)の検討要素を基本構想の段階から算定根拠に組み込み、「上限32,000㎡・268億円」という不可逆的な決定の既定路線化を避け、複数シナリオに基づく規模の再検証を強く求めます。 市庁舎は、市民サービスの提供、防災・災害対応、行政運営の中核を担う重要な施設であり、現庁舎の老朽化や狭あい化、防災機能の課題	本構想(案)は、庁舎整備の基本的な考え方を示すものであり、第5章に記載のとおり、庁舎の規模32,000㎡は、現時点で想定される上限値として整理しているもので、確定しているものではありません。ご指摘のとおり、庁舎の規模は、あるべき行政サービスの姿から導き出すものであると認識しています。第9章に記載のとおり、今後の基本計画において、DXを活用した業務の在り方等を検討し、規模を改めて精査してその縮減に努めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C

		から、庁舎整備を検討する必要性自体は十分に理解しており、建替えそのものを否定するものではありません。 しかし、本構想(案)の各章(第3章・第4章)で掲げられた極めて高邁な理念やデジタル化の方針、市民ニーズ、そして劇的な建築費高騰というリスクが、肝心の「第5章 庁舎の規模」の算定に全く連動しておらず、さらに「第9章 今後の進め方」において重要事項の多くが基本計画へ先送りされている点に、一市民として強い危機感を抱きます。数十年間にわたり市民が費用を負担する施設だからこそ、建てること自体を目的化せず、整合性の取れた客観的検証を行うべきです。			
52	P29～31 第5章 庁舎の規模 2. 庁舎の規模 P48 第9章 今後の進め方 1. 検討事項	重要検討事項の先送りと「規模ありき」の既定路線化への疑問です。市は第9章－1－(2)において「基本計画において庁舎規模の精査を行い、その縮減に努める」としています。しかし、同章の専門部会の調査事項を見ると、「DX」「ペーパーレス化・文書管理」「フリーアドレス」「窓口業務・ワンストップ」など、本庁舎の必要床面積や固定席数を劇的に減らせるはずの核心的要素が、すべて次のステップ(基本計画)に丸投げされています。これらが未検証であるにもかかわらず、「令和8年度時点の職員数(約900人)をそのままスライド採用」し、それに基づいた「上限32,000㎡、想定事業費約268億円」という数字のみを独り歩きさせ、基本計画へ移行することは、実質的な「規模あり	本構想(案)は、庁舎整備の基本的な考え方を示すものです。第5章に記載のとおり、庁舎の規模32,000㎡は、現時点で想定される上限値として整理しているもので、確定しているものではありません。ご指摘のとおり、庁舎の規模は、あるべき行政サービスの姿から導き出すものであると認識しています。第9章に記載のとおり、今後の基本計画において、DXを活用した業務の在り方等を検討し、規模を改めて精査してその縮減に努めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C

		き」の既定路線化を招きます。将来の不確実性は、現状の職員数を固定して面積を算出する理由ではなく、複数の将来シナリオ(現状維持型、DX推進型、行政改革型など)を設定して比較すべきです。以下について再検討してください。 将来の行政需要と庁舎規模の多角的な検証(第9章専門部会検討事項の先行反映) ・第9章の専門部会(市民サービス・執務環境)で掲げられている「DX」「ペーパーレス化」「フリーアドレス」「ワンストップ」の導入効果を基本計画の前に前倒しで試算し、現状維持型、DX推進型、行政改革・AI活用型など、複数の将来行政シナリオを設定すること。 ・各シナリオについて、職員総数だけでなく、本庁舎の常時在席人数、固定席数、来庁者数、文書量(ペーパーレス化の反映)、会議室及び相談室の必要量を算定すること。 ・延床面積について、上限案(32,000㎡)だけでなく、20,000、25,000、27,000㎡など、段階的な複数規模案を比較検証すること。			
53	P4 第1章 庁舎整備の背景 3. 基本構想の位置付け P31～32 第5章 庁舎の規模 3. 庁舎の規模	本構想(案)では、規模は上限32,000㎡、位置は現位置が優位、事業手法は基本計画で選定するとされ、主要事項の多くが未確定です。一方で約290億円規模の事業として進むため、市民は費用負担を十分に検証できません。基本構想の段階で、規模の縮減目標、事業費の幅と根拠、財源の見通しを示してください。	第5章に記載の規模については、現時点で想定される上限値として整理しているもので、確定しているものではありません。 第9章に記載のとおり、今後の基本計画において、導入する機能を決定した上で、庁舎の規模を改めて精査し、その縮減に努めるとともに、事業費及び財政計画についても検討してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C

	P35～36 第6章 庁舎の整備手法 2. 庁舎の整備手法 P48 第9章 今後の進め方 1. 検討事項	い。審議会でも、32,000㎡の独り歩き防止や第9章の情報不足が指摘されています。			
54	P5 第2章 現庁舎の課題 1. 防災拠点としての耐震性能の確保 P13～14 第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応 2. 社会情勢 P50 第9章 今後の進め方 3. スケジュール	スケジュールでは供用開始が令和14～15年度(2032～33年)とされています。一方、P5では現庁舎は耐震安全性Ⅱ類相当で大地震時に使用不能となるおそれがあるとされ、P14では南海トラフ地震の発生確率が今後30年以内に「60～90%程度以上」とされています。新庁舎の完成までには今後約7年を要しますが、その間に大地震が発生した場合、災害対策本部をどこに設置し、防災拠点機能をどのように確保するのか、完成までのつなぎ策が示されていません。本事業の最大の目的が防災拠点の確保である以上、完成までの期間の代替措置についても基本計画とあわせてお示しいただきたいです。	庁舎完成までの防災拠点機能の確保は、南海トラフ地震の切迫性を鑑み、極めて重要な課題と認識しています。現庁舎の構造体は耐震安全性Ⅱ類相当であることから一定の耐震基準を満たしているため、大地震発生時の災害対策本部は現庁舎内に設置する予定です。また、「安城市業務継続計画」において、庁舎が地震により使用不能になった場合には、体育館や市民会館等の施設を代替庁舎と設定しています。	—	D
55	P3～P4 第1章 庁舎整備の背景 2. 検討の経過 3. 基本構想の位置づけ P50 第9章 今後の進め方	本構想(案)は、防災上の理由から早期整備を求める一方、事業費、規模、構造の比較など重要な検討を基本計画へ先送りしています。検証に必要な情報がそろわないまま手続を進めるのではなく、策定の遅れも踏まえ、早期整備と十分な議論をどう両立させるのか、見直した工程と各段階で決める事項を示してくだ	本構想(案)は、庁舎整備の基本的な考え方を示すものです。庁舎に導入する機能や規模、事業費など具体的な内容については、今後の基本計画において検討を行うこととしています。この段階的な進め方こそが、拙速な判断を避け、十分な議論を尽くしながら早期整備を実現するための現実的な手法と考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C

	3. スケジュール	さい。			
56	P35～36 第6章 庁舎の整備手法 2. 庁舎の整備手法 P37～42 第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価 P48 第9章 今後の進め方 1. 検討事項	本構想(案)には約281億～290億円、50年累計約448億円などの概算が示されていますが、基金、地方債、補助金の内訳や年度別負担、返済期間、将来世代の負担が分かりません。市民が「いくらを、誰が、いつ負担するのか」を判断できるよう、基本構想の段階で財源構成と返済見通しを複数ケースで示してください。	本構想(案)は、庁舎整備の基本的な考え方を示すものであり、ご指摘の財政計画につきましては、第9章に記載のとおり、今後の基本計画において庁舎の規模等を確定した上で、市民負担を考慮し持続可能な財政運営のもとで事業を進められるよう、精査してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
57	P49～50 第9章 今後の進め方 2. 検討体制 3. スケジュール	本構想(案)は「継続的な市民参加を検討する」としていますが、位置決定後や基本計画段階での具体的なワークショップ等は示されていません。庁舎整備審議会で確認した際、市は基本構想策定段階で追加開催の予定はないと回答しています。位置、規模、機能、費用を決める各段階で、市民が意見を述べられる場と時期をあらかじめ示してください。	今後の市民参加については、第9章に記載の検討体制のとおり、ワークショップという手法に限定することなく、幅広い方法により市民の皆様のご意見を聴取する機会を検討してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
58	P29 第5章 庁舎の規模 1. 基本的な考え方 P48 第9章 今後の進め方 1. 検討事項	機能を積み上げてから費用を考えるのではなく、確保できる財源の範囲を先に示し、その中で必要な機能を選ぶ進め方にしてください。本構想(案)は市民ニーズに応じた機能を広く掲げる一方、財源制約は方向性だけです。基本計画で取捨選択する基準、優先順位、予算上限を示し、規模と機能が際限なく膨らまない仕組みを設けてください。	庁舎整備に当たっては、まず、目指す庁舎の方向性を整理した上で、必要となる機能を検討し、規模に反映していくものと考えています。なお、ご指摘のとおり、基本計画においては、財源への配慮を踏まえた検討に努めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
59	P20	新庁舎を最も長く使うのは、現在の子ども	庁舎整備というテーマは、庁舎を訪れた経験の	—	D

	第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 2. 基本理念 P49～50 第9章 今後の進め方 2. 検討体制	や、これから生まれる世代です。それにもかかわらず、本構想(案)には子どもが理解できる説明資料が用意されず、子どもの意見を直接聴く仕組みも十分ではありません。未来世代の意見聴取として不十分であり、現状の手續の妥当性には重大な疑義があります。子ども向け資料を作成し、学校や児童施設等と連携して意見を聴いた上で、必要ならパブリックコメントを再実施してください。	少ない子どもたちにとって役割や機能を具体的にイメージすることが難しいテーマであり、有意義な意見をいただくには伝え方の工夫が必要と考えています。本構想(案)のパブリックコメントに当たっては、本編を読み込まなくても概要が分かるよう要約版を公表しました。 今後、具体的な機能やデザインを検討する段階においては、子どもたちにも分かりやすい情報の発信に努めてまいります。		
60	P3 第1章 庁舎整備の背景 2. 検討の経過 P49～50 第9章 今後の進め方 2. 検討体制	安城市議会では、一般質問や委員会等で庁舎整備に関する議論が行われています。市議会議員は市民の負託を受けて発言しており、その論点と市の答弁は、アンケートやワークショップとは別の重要な市民意見です。これまでの質問者、論点、質問、答弁及びその後の対応を一覧化し、原資料とともに庁舎整備審議会へ提供してください。委員が議会での議論を知らないまま審議する状況は避けるべきです。	庁舎整備の方向性や重要な判断に関わる事項については、庁舎整備審議会に情報を提供し、審議に活用できるよう努めてまいります。	—	D
61	P46～47 第8章 事業手法 2. 事業手法の概要 3. 事業手法選定 P48 第9章 今後の進め方 1. 検討事項	DB、PFI等の事業手法ありきで庁舎の姿が決まらないようにしてください。まず、行政サービス、災害対応、働き方等の「実現したい機能」を定め、その機能と将来の拡張性に必要な建物・設備を設計し、その後に最適な事業手法を選ぶ順序が必要です。事業期間や事業費の短縮だけでなく、市の意向を反映できるか、変更に対応できるか、品質を検証できるかを重視し、選定過程を公開してください。	第9章に記載のとおり、今後の基本計画において、庁舎の機能及び規模等を決定した上で、事業手法の検討を行う予定です。事業手法の検討に当たっては、ご指摘のとおり、事業期間の短縮及び事業費の縮減に加え、市の意向の反映しやすさも重要であるため、文章を修正します。なお、事業手法の選定については、他の事項同様に庁舎整備審議会で審議し、その内容を公表してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方にに基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
62	P3～4	基本構想を令和8年度中に確定しなければな	本構想(案)は庁舎整備の基本的な考え方を示す	—	D

	第1章 庁舎整備の背景 2. 検討の経過 3. 基本構想の位置付け P49～50 第9章 今後の進め方 2. 検討体制	らない理由を示してください。今回の意見募集は、資料の分かりやすさ、周知、子どもへの説明等が不十分で、情報の受け手が限定されていました。行政内部の期限を優先して後に禍根を残すのではなく、必要な情報を追加し、子どもを含む多様な市民の意見を聴いた上で、基本構想確定前にパブリックコメントを再実施してください。合意形成に必要な期間を確保することを求めます。	ものです。策定に当たっては、1 年以上にわたる庁舎整備審議会での審議に加え、市民ワークショップの開催や市議会への説明など、可能な限りの意見聴取や情報提供に努めてまいりました。これらのプロセスを経て一定の熟度が図られていることから、基本構想の策定を延期することは考えておりません。ご指摘の周知や説明については、子どもを含む全ての市民の皆様理解いただけるよう、丁寧に進めてまいります。		
63	P13～14 第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応 2. 社会情勢 P22～27 第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性 4. 整備の方向性 P35～36 第6章 庁舎の整備手法 2. 庁舎の整備手法 P37～42 第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価 P48 第9章 今後の進め方	構想案P40では概算事業費が現位置約290億円、候補A～C約334億円とされていますが、P48には財源・負担の具体的な数値がありません。補助金の見込み、工事開始までの庁舎整備基金残高、地方債の額・利率・償還期間、人口・税収・物価の想定、維持管理・更新費、地震等で被災した場合の修繕費まで含む長期財政シミュレーションを複数ケースで示してください。「安く」「しっかり」の意味を判断できるよう、費用上限、性能水準及びライフサイクルコストを数値で示すべきです。	本構想(案)は、庁舎整備の基本的な考え方を示すものです。第9章に記載のとおり、今後の基本計画において、庁舎に必要な機能や規模等をより具体的に検討した上で、事業費の精査を行い、財源の見通しについても提示してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C

	1. 検討事項				
64	P49～50 第9章 今後の進め方 2. 検討体制	検討体制図では、市議会と市民の意見が、幹部会議、庁内検討委員会、専門部会等の「市」を介して庁舎整備審議会へ伝わる構造です。この過程で、市に不都合な意見を含め、論点が削除・要約され過ぎることがないようにしてください。市民・市議会から寄せられた意見は原文又は全文要旨を庁舎整備審議会へ提供し、いつ、どの会議で、どのように扱ったかを対応表と議事録で公表してください。	全ての意見の原文又は全文要旨や個別の対応表の公表は、審議の焦点の分散の観点から現実的ではありません。庁舎整備の方向性や重要な判断に関わる事項については、庁舎整備審議会に情報を提供し、審議に活用できるよう努めてまいります。	—	D
65	P3 第1章 庁舎整備の背景 2. 検討の経過 P49～50 第9章 今後の進め方 2. 検討体制	安城市LINE公式アカウントには約20.7万人の友だち登録がありますが、今回のパブリックコメントの案内は実質1回にとどまったと認識しています。1回の配信だけで十分に周知したとは言えません。対象を分けた複数回の案内、締切前の再通知、LINE上から直接回答できるアンケート・意見提出機能を活用し、幅広く意見を聴いてください。構想案が掲げるDXを、市民参加そのものにも直ちに活用すべきです。	ご意見は、今後の意見募集や情報発信等の参考とさせていただきます。	—	D
66	P5 第2章 現庁舎の課題 1. 防災拠点としての耐震性能の確保 P13～14 第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応 2. 社会情勢	「早期供用開始」として令和15年度の供用開始を掲げていますが、なぜ令和15年度でなければならないのかが示されていません。令和16年度や17年度、又はそれ以降へ延びた場合の防災、行政サービス、財政、物価上昇等の具体的なリスクと、期間を延ばして熟議・合意形成を行う利点を比較して示してください。その上で、市民が納得できる議論に必要であれば、供用開始時期を柔軟に見直してください。	第9章では、現時点で見込まれる最短のスケジュールを示しており、ご指摘のとおり今後の社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう適宜計画を見直すことを記載しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C

	P37～42 第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価 P50 第9章 今後の進め方 3. スケジュール	い。拙速な確定より、十分な情報共有と熟議を優先すべきです。			
67	P3 第1章 庁舎整備の背景 2. 検討の経過 P49～50 第9章 今後の進め方 2. 検討体制	令和8年度に市職員が実施した、又は実施予定の他自治体庁舎の調査について、調査先、日程、目的、得られた知見及び本構想(案)・基本計画への反映状況を公表してください。また、安城市議会の各委員会が行った庁舎に関する行政調査報告書も、担当課と庁舎整備審議会へ提供し、参考資料として活用してください。調査成果が意思決定に活用されなければ、調査費用の行政効果を説明できません。	庁舎整備の方向性や重要な判断に関わる事項については、庁舎整備審議会に情報を提供し、審議に活用できるよう努めてまいります。	—	D
68	構想案全体	市民意見の収集は行われているが、どの意見がどのように設計に反映されたかの因果が不明です。形式的な手続きで合意形成を装うことは許容できません。提出意見一覧と「反映・不採用の理由」を公開し、説明責任を果たしてください。	市民ワークショップでいただいたご意見やアンケート結果については、庁舎整備審議会に提供するとともに、本構想(案)の関連する箇所にその概要を掲載しています。庁舎整備の検討に当たっては、個々の意見だけでなく、各種調査結果、関連計画との整合性、事業の実現可能性等を総合的に勘案して判断するため、意見ごとに「反映・不採用」とその理由を整理することは、実際の検討過程を適切に示すものとはならない場合があります。このため、提出された意見とその対応について一覧の作成・公表を行うことは考えておりません。	—	D

69	P33～36 第6章 庁舎の整備手法 P37～45 第7章 庁舎の位置	第6章で建替えを示した後に第7章で位置を検討する構成は、現位置での建替えが既に決まっているように受け取られるおそれがあります。庁舎整備審議会でも章の順序への懸念が示されています。章立てを見直すか、第7章の冒頭で、建替え方針と庁舎の位置は別の論点であり、現位置を含む複数候補から選ぶことを明記してください。	第6章で庁舎の整備手法として改修を含む案ではなく、「本庁舎・北庁舎ともに建替え」が望ましいと整理されたことを受け、第7章で現位置を含む候補エリアの検討が必要となります。庁舎整備審議会での意見を踏まえ、第7章の冒頭にその旨を記載しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	B
70	P48 第9章 今後の進め方 1. 検討事項	市民ワークショップや第2章で指摘されている「現庁舎の弱み(防災上の懸念、ユニバーサルデザインの不足、プライバシー問題)」のうち、緊急性のある補修や設備更新は、この再検証とは切り離して速やかに実施すべきです。しかし、それらの課題解決は必ずしも「最大規模の新庁舎建設」のみで達成されるものではありません。 一度建設された庁舎を、後から小さくすることはできません。自らが第4章で掲げた「つなぐ。未来へ」という基本理念に偽りがないよう、将来を担う子どもたちへの財政負担を最小限に抑え、行政需要の変化に柔軟に対応できる庁舎の規模・事業費を今この段階で改めて厳しく検証していただくよう強く要望します。 「建物を決める前に、未来の行政を決める。」 この原則に立ち、本構想(案)の前提条件の再検討を要望します。	第2章に記載の現庁舎で生じている課題については、緊急性や必要性を踏まえ、適宜対応してまいります。また、第5章に記載の規模は上限値であり、現時点で確定しているものではありません。第9章に記載のとおり、規模や事業費については、今後の基本計画において、庁舎に必要な機能の検討を行った上で、改めて精査し、縮減に努めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C

71	P3 第1章 庁舎整備の背景 2. 検討の経過 P48・50 第9章 今後の進め方 1. 検討事項 3. スケジュール	庁舎整備審議会を3回拝聴しました。議論が堂々巡りになっている感じがあります。以下の点について、検討してください。 ・なぜ再整備が必要か 年数が経ったからだけではダメです。 ・どのような庁舎が必要か 20年、30年後の人口や必要サービスの予測を含めて規模を検討すること。 ・建設地の検討 利便性、まちづくりとの関係、災害の影響を受けにくい場所かどうかなどを比較し、順位をつけて議論すること。また、JR安城駅を中心としたまちづくりの将来像も必要です。駅は人が行き交う場所ですし、災害の影響を受けにくい場所であれば、防災対策もしやすいと思います。 ・完成までのロードマップの作成 議論の順序を整理して進めていただきたいです。	庁舎整備の必要性については、年数が経過したことに加え、第2章で現庁舎の課題を整理しています。どのような庁舎が必要かについては、第4章に基本理念・基本方針・整備の方向性を記載しています。庁舎の規模については、第5章において32,000㎡を上限值としており、第9章に記載のとおり、今後の基本計画で業務の在り方等を検討し、精査してまいります。建設候補エリアの検討に当たっては、第7章に記載のとおり、4つの選定方針を設定し、候補エリアの選定及び評価を行いました。庁舎供用開始までの流れについては、第9章に現時点で目安となるスケジュールを掲載しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C
72	P46～47 第8章 事業手法 3. 事業手法選定 P48 第9章 今後の進め方 1. 検討事項	本構想(案)は現段階で採択すべきではありません。財政・防災・環境・行政運営の観点で重大な不備と矛盾があり、採択の一時停止と第三者による独立監査(財務・耐震・環境・業務最適化)を直ちに実施したうえで、再検討を行うことを強く要求します。説明責任を果たせないまま前に進めることは、市民に対する無責任な負担の先送りです。 ・本構想(案)の採択を凍結し、独立した第三者	本構想(案)は、庁舎整備の基本的な考え方を示すものであり、第9章に記載のとおり、機能、規模、事業費、事業手法などは今後の基本計画で検討してまいります。また、基本計画の策定に関しては、庁舎整備審議会でも審議し、その結果を公表してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、構想の内容は従前のままとさせていただきます。	C

		監査(財務・耐震・環境・業務最適化)を実施すること。監査結果は公開し、住民説明会を再度開催すること。 ・財務モデル、床面積試算、人口・業務シナリオ、環境評価、耐震設計仕様、及び市民意見反映マトリクスを機械的に検証可能な形式(数値・前提条件を含む)で公開すること。 ・事業手法・調達プロセスに関する利害関係・関与者の開示(設計者・コンサル・入札予定者の関係)を行い、利益相反の有無を明示すること。 ・再検討期間中、住民が意見を提出・評価できる最低30日間の公表期間を設けること。 本意見は感情的な反対ではなく、数値と手続きに基づく合理的な要求です。市は市民の税負担と安全を預かる立場として、説明責任を果たし、透明かつ検証可能な根拠を示してください。公開資料と監査結果が示されない限り、私は本構想(案)の採択に反対します。			
73	P37～42 第7章 庁舎の位置 2. 候補エリアの選定と評価	庁舎の建て替え場所ですが、現在の場所が望ましいと思います。 市役所のまわりにお住まいの方たちはどう思われているのでしょうか？おそらくは、小さいころからその位置にあったので遠くに行ってしまうのはさみしいと思います。七夕祭り等も現在の場所で行うんですよね。でしたら、今の場所でもいいと思います。	ご意見として承ります。庁舎の位置については、第7章で「現位置の優位性が高い」と記載しており、今後、庁舎整備審議会の審議結果を基に、様々なご意見を踏まえて決定してまいります。	—	D